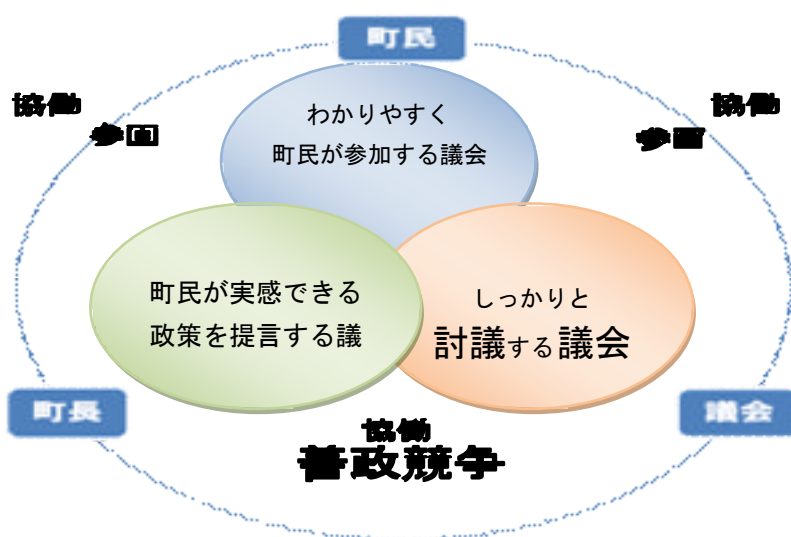


子育て支援・少子化対策～懇談会

日時 平成22年2月9日(火) 午後4時より
場所 福島保育所(遊戯室)



福島町議会

懇談会次第

1. 開 会

広報・広聴常任委員会委員長 金 沢 秀 一

2. 議会あいさつ

議会議長 溝 部 幸 基

3. 議会からの報告

(1) 子育て応援特別手当支給を中止した経緯について

○報告者 議会運営委員会委員長 滝 川 明 子

4. 意見交換（質疑）

(1) 事前アンケートについて

○報告者 議会運営委員会副委員長 佐 藤 卓 也

(2) 福島町の子育て支援策等の状況

○報告者 経済福祉常任委員会副委員長 木 村 隆

(3) 他自治体～少子化対策の事例

○報告者 経済福祉常任委員会副委員長 木 村 隆

5. その他

6. 閉 会

1. 議会からの報告

(1) 子育て応援特別手当支給を中止した経緯について

① これまでの経過

日付	内容
H21.8.12	厚生労働省より「子育て応援特別手当」を国の施策で支給する旨の通知
H21.8.20	北海道より同手当交付申請書の提出期限が10月31日の予定であることから、期限内の準備を進めるように通知
H21.9.15	<p>定例会9月会議で「子育て応援特別手当」関連の補正予算を議決 〔補正予算の内容〕</p> <p>○子育て応援特別手当 3,024千円（3歳～5歳・84人・36,000円） ○事務費 849千円（消耗品・通信運搬費 他） 合計 3,873千円</p> <p>○財源 国からの交付金 3,868千円・町のお金 5千円 ※支給は12月下旬予定との説明であった</p> <p>■採決結果＝全議員賛成</p>
H21.10.16	厚生労働省より、同手当の執行停止（取りやめ）決定通知
H21.11.6	定例会11月会議の町長冒頭挨拶で、経済情勢が厳しい中、 同手当の町単独支給について理解願いたい旨を発言（具体的な説明はなし）
H21.11.13	子育て応援特別手当支給対象者へ町独自支給のお知らせと申請書様式を送付（町のお金で賄うことの手続きを経ないまま実施）
H21.11.26	<p>同手当を町単独で支給するための補正予算が提案されたが、6名の議員よりこれに反対する修正案が提出された。採決の結果、修正案が賛成多数となり、町独自支給はできないこととなった。</p> <p>〔提案された補正予算の内容〕</p> <p>○9月会議で補正した予算のうち、事務費849千円を減額し、国の交付金3,868千円も合わせて減額し、子育て応援特別手当3,024千円の全額を町のお金で賄うもの</p> <p>■採決結果＝修正案に賛成6名、修正案に反対5名</p>

② 修正案（町独自支給を認めない）の理由

◆ 議決前に申請書を送付

法律（地方自治法）により、「議会」と「町長」の役割は明確に定められています。大事な役割の一つとして、議会は「予算を定めること」、町長は「予算の調整と議決された予算の執行」があります。今回の町独自手当の支給については、議会を無視（ルールを破る）し、11月26日に提案された補正予算を議会が議決する前に支給対象世帯に申請書を送付し、支給事務を始めたこと。

◆ 町独自の手当支給には多くの議論が必要

国の経済対策の一環としての子育て応援特別手当は、政権交代により同手当を止め、対象者を拡大し継続的に支給しようとする「子ども手当」の創設を目指してのことです。町長は、経済情勢の厳しい中であって手当支給世帯の期待は非常に大きなものがあるとし、執行停止となった手当と同じ内容での町独自手当支給を提案した。町独自の手当であれば、国の動向を注視することはもちろんのこと、支給対象者・手当額など慎重に議論して決めることが必要との議会の判断であること。

2. 事前アンケートについて

Q 1. 少子化対策について 2件/9件

「若い人を福島町に残す体制を作してほしい」
「町民・高齢者の意見を聞くのも重要」
「子供の遊び相手を作ることすら難しい状態」

A 1. その通りだと思います。福島町の人口は昭和 50 年に 1 万 2 千人台、昭和 60 年から平成 2 年までの 5 ヶ年では 2 千人の減少。今年 1 月末現在で 5, 336 人、平成 26 年には 4, 600 人程度になると予想されています。議会でも雇用対策、少子化対策について行政側に提言したところであります。

Q 2. 子供の医療費について 2件/9件

「医療費の無料化（せめて幼児まで、できれば小学生まで）が実現できれば」
「中学生くらいまでの医療費を少しでも免除してほしい」

A 2. 医療費の助成に関する条例があります。0 歳～6 歳未満は入院・通院に関係なく医療費を助成。小学生に対しては入院のみ医療費を助成。平成 21 年度当初予算では 504 万円の助成を見込んでいます。中学生に対する助成はありません。

Q 3. 子供の遊び場について 4件/9件

「新緑公園の池や水車が危険。柵などの囲いがあった方が良い」
「はぎ山は大人の目が届かない」
「イルカ公園は団地に入っていないければ遊ばせづらい」
「グランド横の通りは街灯が少ないので怖い」
「幼児向けの遊具を置いて欲しい」

A 3. 昨年の景気対策の交付金にて、新緑公園にコンビネーション遊具を置きました。金額は 400 万円です。しかし、時期が遅かったためまだ使われていません。（春には使うことができるようになります。）

Q 4. 懇談会の開催にあたって 1件/9件

「P T A 役員を対象とするのなら定例開催とし事前に意見集約が必要。P T A の方針に沿っていない意見が出たり、言っているのかどうかかわからず意見が出しにくい」

A 4. 懇談会を急に開催することに対してはご迷惑をおかけしたと思います。しかし、これまでこのような機会が行政側とはあったかもしれませんが、議会との懇談会は、昨年制定された「住民が参画（協働）する議会」を謳った議会基本条例の表れでもありますのでその辺をご理解いただきたいと思います。今回は P T A からの懇談会開催の要請を期待したいと思います。

3. 福島町の子育て支援策等の状況

福島町次世代育成支援行動計画（後期計画）（案）から抜粋
（計画期間：H22～H26）

（1）保育所サービスの充実

- ① 通常保育事業（1ヶ所・定員60人）
- ② 延長保育事業（基本8:00～16:00、延長7:45～17:50）
- ③ 障害児保育事業
- ④ 一時保育事業
- ⑤ 苦情申出窓口の設置（第三者委員の選任）

（2）子育て支援サービスの充実

- ① 育児教室（健康づくりセンター）
- ② 地域子育て支援センター事業（子育てサロン9:00～12:00・電話相談9:00～14:30・ゆりっこ広場10:00～11:30）
- ③ 育児相談事業（保健師・福島保育所・子育て支援センター）

（3）母子の健康確保

- ① 母子手帳交付 ② 妊婦健康診査 ③ 妊婦訪問 ④ 新生児・乳児訪問
- ⑤ 育児支援家庭訪問 ⑥ 児童虐待予防ケアマネジメント ⑦ 乳幼児健診
- ⑧ 1歳6ヶ月健診 ⑨ 3歳児検診 ⑩ 歯科検診 ⑪ フッ素塗布
- ⑫ 予防接種 ⑬ 育児教室 ⑭ 児童生徒生活習慣病予防 ⑮ 食育の推進
- ⑯ 乳幼児医療費等助成
- ⑰ 子宮頸がん予防ワクチン接種
- ⑱ 早寝・早起き・朝ごはん運動
- ⑲ 未成年者の喫煙・アルコール飲酒・薬物の解消 ※下線は新規事業の予定

（4）子どもの生きる力と豊かな心身の育成

- ① 殿様街道探訪ウォーク ② 田植え・もちつき体験 ③ 四町交流ふれあいキャンプ ④ 異世代交流「地引網体験」 ⑤ ふれあいスポーツ大会 ⑥ クリーンタウン作戦 ⑦ 友好町児童生徒交流 ⑧ 青少年の主張大会 ⑨ 雪上レクリエーション大会 ⑩ ブックスタート事業

（5）子どもの居場所づくりの推進

- ① 放課後子どもプラン（福島小学校・定員30名）
- ② 学校開放（吉岡小学校） ③ 幼稚園解放（福島幼稚園）

（6）子どもの安心・安全の確保

- ① 子ども110番の家 ② 交通安全教室 ③ チャイルドシート助成

4. 他自治体～少子化対策の事例

① 子育て家庭通信簿（上田市）

0歳、1歳、2歳の乳幼児を持つ家庭に「子育て家庭通信」を月1報、合計36報を第一子に送付

② 松本市わいわいパス事業（松本市）

保護者の申請に基づき、18歳未満の子どもを3人以上扶養している市内在住者の世帯へ、事業に協賛する店舗で、原則として5%の買い物割引が適用となる優待カードを交付

③ 飯島町子育て応援券（季節はずれのクリスマス券）事業（飯島町）

0歳から5歳までの子どもがいる世帯を対象に30%のプレミアム商品を購入してもらい、あらかじめ登録された指定店で利用してもらう

④ 結婚推進事業（松本市）

正規職員1名、臨時職員1名が結婚相談、結婚申し込み登録、縁組紹介、お見合い、引き合わせ等を行う

⑤ 松本市奈川若者定住促進補助金等交付事業

若者等の定住促進を図るため、予算の範囲内で補助金を交付する

- ・通学月額 3,000円
- ・結婚祝金 1組10万円
- ・出産祝金 第1子10万円、第2子20万円、第3子以降40万円
- ・入学祝金 1人1万円
- ・ゆとり夫婦等育成助成金 1組10万円

⑥ 人口7,000人の村づくり

子育てのしやすい村づくりを進め、若者定住の促進、流入人口の増加等を通じて、人口7,000人の村づくりを目指す

- ・中学3年生までの医療費無料化
- ・保育料の一律2割軽減
- ・第3子出産祝金（27万円）
- ・若者定住住宅の建設（村単独）
- ・新築祝金制度（25万円）
- ・宅地造成、分譲（村単独）
- ・情報通信基盤整備（地デジ、Bフレッツ）